

平成29年第7回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成29年8月30日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成29年8月30日

4.出席議員(16名)

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 野 千佳子
13番 久保隅 逸 郎	14番 中 原 裕 侑
15番 馬 上 勝 登	16番 山 吹 富 邦

5.欠席議員(0名)

6.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 伸 一
-------------	---------

7.説明のため出席した者の職氏名

【民生部】

(1)国民健康保険制度改革について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
民 生 部 長	光 本 一 也
総 務 部 長	岩 田 秀 次

企画担当部長	宗 條 勲
民生部次長	時 光 良 弘
総務部次長	西 村 隆 雄
住民課長	堀 野 辰 夫
税務課長	立 花 太 郎

【教育部】

( 2 ) 教育委員会事務点検・評価報告書について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
教 育 部 長	民 法 勝 司
総 務 部 長	岩 田 秀 次
企画担当部長	宗 條 勲
教 育 部 次 長	横 山 大 治
総 務 部 次 長	西 村 隆 雄
建設部技術次長	林 武 史
生涯学習課長	藤 川 千 浪
教 育 指 導 監	田 中 眞 樹
教 育 指 導 監	元 永 圭 一

【水道部】

( 3 ) 熊野町水道ビジョンについて(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
建 設 部 長	沖 田 浩
総 務 部 長	岩 田 秀 次
企画担当部長	宗 條 勲
建 設 部 次 長	貞 永 治 夫
建設部技術次長	林 武 史
総 務 部 次 長	西 村 隆 雄

上下水道課長

寺垣内 栄 作

【総務部】

( 4 ) 観光交流拠点施設の整備計画等について ( 報告 )

( 5 ) 連携中枢都市圏等について ( 協議 )

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保
企画担当部長	宗 條 勲
総 務 部 長	岩 田 秀 次
建 設 部 長	沖 田 浩
総 務 部 次 長	西 村 隆 雄
建設部技術次長	林 武 史
企画担当課長	西 川 伸 一 郎
地域振興課長	西 岡 隆 司

8. 案件

【民生部】

( 1 ) 国民健康保険制度改革について ( 報告 )

【教育部】

( 2 ) 教育委員会事務点検・評価報告書について ( 報告 )

【水道部】

( 3 ) 熊野町水道ビジョンについて ( 報告 )

【総務部】

( 4 ) 観光交流拠点施設の整備計画等について ( 報告 )

( 5 ) 連携中枢都市圏等について ( 協議 )

【議会】

( 6 ) 各常任委員会の活動状況について ( 報告 )

( 7 ) 議会運営委員会の活動状況について ( 報告 )

( 8 ) 議会広報特別委員会の活動状況について ( 報告 )

( 9 ) その他

~~~~~

## 8. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中を全員協議会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部からの報告案件4件、協議案件1件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。皆様からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

町長。

~~~~~

町長(三村) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、お忙しいところ、まことにありがとうございます。案件説明の前に、2点御報告申し上げます。

まず、クールチョイスについてでございます。国におきましては、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げ、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す新たな国民運動、クールチョイスを開始されました。町としましても、国の提唱するこのクールチョイスに賛同し、CO<sub>2</sub>排出削減促進事業の補助金を受け、地域と連携して広く住民に周知・啓発をしていくことといたしました。これにつきましては9月定例会におきまして補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、去る2月の全員協議会で御説明をしたところでございますが、旧西公民館の跡地につきまして、地方創生拠点施設整備交付金を活用した新たな事業展開として、子育て支援定住促進拠点施設を整備しようとしておりますが、8月21日に実施しましたこの整備工事の指名競争入札におきまして、落札者がなく仮契約に至っておりません。このため再度指名競争入札を実施し、事業の進捗を図ろうとするものでございますが、国の交付金の関係もございまして、契約の締結に当たりましては臨時議会をお願いしなければならない状況でございます。議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜

りますようお願いいたします。

さて、本日は報告4件、協議1件について御説明させていただきます。

まず、初めに報告事項の1件目、国民健康保険制度改革についてでございます。平成30年度から実施される国民健康保険制度の改革につきまして、その概要や今後のスケジュールなどを説明させていただきます。

続きまして、報告事項の2件目は教育委員会事務点検・評価報告書についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する主要施策の点検及び評価の結果を報告書に取りまとめて提出しておりますので、その内容を説明させていただきます。

報告事項の3件目は、熊野町水道ビジョンについてでございます。このたび本町の水道事業についての将来を見据え、理想像を設定し、これを実現するための水道ビジョンを策定いたしましたので、その概要を説明させていただきます。

報告事項の4件目は、観光交流拠点施設の整備計画等についてでございます。昨年度策定しました熊野町観光交流拠点整備構想計画書に基づく整備計画等につきましては、計画の経緯、スケジュール、構想の要点等を説明させていただきます。

次に、協議事項、連携中枢都市圏等についてでございます。呉市を連携中枢都市とする広島中央地域連携中枢都市圏の形成及び連携を予定している事業等について協議をさせていただきます。

以上、五つの案件につきまして、議員の皆様方から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 協議会に入る前に、ちょっときょう暑うございますので、執行部の方、議員の方、上着を脱いでもらって結構なんで、よろしく。

それでは、早速協議に入りたいと思います。

報告案件、国民健康保険制度改革について、執行部から説明を受けたいと思います。

光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 国民健康保険制度改革について、お手元の資料1で説明をさせていただきます。

まず、「1、概要」でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立をいたしました。現行の国民健康保険制度は市町が個別に運営をしており、創設以来半世紀が経過する中、少子高齢化の進展に伴い、年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及などによって医療費水準が高まり、保険給付費が急増をしております。しかし、一方で費用負担をする者の所得水準が低いことから財政基盤が大変弱く、多額の穴埋めを法定外の一般会計の繰り入れによって行わざるを得ないなど、財政上の構造的な問題を抱え、市町村のみでの運営が困難となってきております。

こうしたことから、法改正により、都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。さらに、国の財政支援の拡充を図ることにより、制度が将来にわたって長く有効に機能するようにしたものでございます。

右のページをごらんくださいませ。「2、改革後の県と町の役割分担」でございます。

まず、財政運営につきましては冒頭に申し上げましたとおり、県は、財政運営の責任主体として、市町ごとの国保事業費納付金の決定や財政安定化基金の設置・運営を行います。一方、町は、県が決定した国保事業費納付金を県に納付をいたします。

次の資格管理については、県は国保運営方針に基づき、被保険者証と高齢受給者証との一体化や、医療費通知、後発医薬品差額通知の通知回数・基準の統一など事務の効率化、標準化、広域化を推進をいたします。町は、住民と身近な関係の中、被保険者証や限度額認定証の発行、国保の加入・喪失等の手続を行います。

次の保険税の決定、賦課・徴収については、県は、標準的な算定方法等により市町ごとの標準保険料率を算定・公表をいたします。町は、県が算定をした標準保険料率を参考に、保険税率を決定し、賦課・徴収を行います。

なお、算定方法は納付金、標準保険料率とも3方式に県内統一することとなっており、現在、本町の保険税の算定は4方式で算定をしておりますが、平成30年度からは3方式で算定することとなります。

次の保険給付につきましては、町が保険給付の決定を行い、県は給付に必要な費用の全額を市町に支払います。

最後に、保健事業では、町はデータヘルス計画等に基づき、被保険者の特性に応じた

事業を実施し、県は計画策定や保健指導などに対して、必要な助言・支援を行います。

次に、「3、国保加入者（被保険者）の主な変更点（予定）」でございます。変わる  
ことの欄をごらんください。

国保制度改革により、国保加入者（被保険者）に直接関係する主な変更点といたしまして、まず、県も国保の保険者となることから、これまで市町ごとに行っておりました国保加入者の資格管理は県単位で管理する仕組みに変わります。また、被保険者証の様式も変更となります。ただし、新たな被保険者証への切りかえの時期につきましては、新様式と旧様式が混在しないよう、一斉更新日である平成30年8月1日を予定として  
おります。

次に、高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。国保では、医療費が高額になった場合、加入者の所得に応じて医療費の自己負担額が一定額までで済む高額療養費制度があり、1年間のうちに高額療養費に4回以上該当した場合、自己負担限度額が下がります。これまで、市町から転居した場合、資格が喪失をするため、高額療養費の回数は通算をされませんでした。平成30年度からは広域化によりまして、県内の住所異動につきましては資格喪失とならないことから、高額療養費の回数が通算をされ、自己負担限度額が下がるようになります。

一方、変わらないこととしましては、国保の加入・喪失手続、出産育児一時金や葬祭費等の給付、国保税の決定・支払い、特定健診等の保健事業に関することなどとなっております。

資料の2枚目をごらんください。「4、今後の予定等」でございます。この表は、国保制度改革に伴い、県と町の運営協議会、議会、事務局に係る今年度の事務スケジュールについて示したものでございます。

今後の主な予定でございますが、10月、11月の中ほど、県が行います納付金・標準保険料率の仮算定に基づき、町においては保険税率等の算出を行うとともに、平成30年度の予算編成作業に入ってまいります。翌平成30年1月には、国保税率の改定に伴う条例改正素案の作成及び、下旬には運営協議会に諮問を行い答申を得る予定として  
おります。2月には、県におきまして納付金等の確定及び市町への通知が行われ、それをもとに町では納付金額が確定することとなっております。また、下旬には、保険税の改定等につきまして、改めて議会全員協議会におきまして御協議をいただいた後、3月議会において御審議、議決をいただき、4月からの新体制による国保運営開始という予

定でございます。

なお、現在も平成30年度からの新たな制度の運用開始に向け、県、県内の全市町、国保連合会で構成をする広域化等連携会議で、納付金や標準保険料率の算定方法、激変緩和措置の対象などにつきまして最終的な調整を行っているところでございまして、具体的な納付金等の試算はいまだできていない状況でございます。

以上で、国民健康保険制度改革についての説明を終わります。

~~~~~

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

民法議員。

~~~~~

8番（民法） 4方式から3方式に変更ということで、前回、一般質問をちょっとさせていただいたんですが、ちょっとその4方式から3方式に変わるといったような内容的なものを教えていただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~

税務課長（立花） 熊野町の国保税の計算は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、これにそれぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で行っておりますけれども、県へと移行した場合は、先ほど述べました4方式から資産割、これがなくなりまして3方式となります。この資産割がなくなることによりまして、所得割を中心にしたしまして、均等割、平等割が増額となることが予想されております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） ありがとうございます。

そのことによって、どのくらい上がるのかということをお教え。

~~~~~

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 今、保険税のほうがどれくらい上がるのかという御質問でございますけども、まだ県のほうへの納付金額の算定とかがまだできない状態でありまして、具体的にどれくらい上がるかというのはまだ算定のほうが難しいという状況でございます。以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 今、広域で市町と協議をされているということだったんですけども、なかなか協議が進んでいないということで、詳しいどういった内容の協議をされているかといった部分と、激変緩和措置の対象市町にうちが入っているのか入っていないのかとか、その辺ちょっとわかれば教えていただきたいんですけど。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） まず、広域化等連携会議での会議内容という御質問ですけども、今、連携会議の中で三つのワーキングを立ち上げまして、保険料、保険税の改正に係るワーキング、それからシステム改修に係るワーキング、運営方針案に係るワーキングというふうな三つのワーキングで、それぞれ担当者を交えて協議を進めている状況でございます。

県のほうが運営方針案を示されましたので、それがまた先ほどの2枚目の資料のほうの運営方針のところにありますけども、ごめんなさい、県の一番上の運営協議会の中で9月に運営方針案についての答申が出されるというふうな、今予定になっておりまして、それに基づいていろいろどんどん進んでいくというふうな状況になってまいります。

それから、もう1点、激変緩和についてうちが対象になるかどうかということなんですけども、これにつきましては、県のほうが昨年度一応試算を、27年度、28年度で試算をした場合には、うちはかなり1人当たりの保険税が上がるというふうな試算結果が出ました。ただ、熊野町の場合には今年度、保険税率を改定しておりまして、その部分が若干変わってくるところがあります。激変緩和措置につきましても、何%上がったからその対象とするかという細かい詰めがまだできておりません。そういったことから、

まだ熊野町が対象になるかどうかということは判断できない状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 現在の状況では、市町によって保険料率が変わってくるというようなことをお聞きしてるんですけども、将来的には広島県は県内統一にしたいというような考えがあると伺ってるんですが、それについてはどのように話し合いをされとってんですかね。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 今、広域化等連携会議の中で運営方針案にも盛り込まれておりますけども、この30年度からの6年間について、今、準統一という形で、全てが統一じゃないんですけども、それで進めていきまして、今後6年後に統一を目指すというふうな形で今協議のほうを進めております。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか、沖田議員。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） 支払うほうばかり考えるんじゃなくて、これは出るほうも考えなきゃならんですね。テレビ等で拝見しますと、随分病院、医療のほうが大変な状態のようです。もうけるために過剰診療をせにゃいけんというような。それに従わん者は年収二、三百万の医者もどんどん出てきてますね。というのは大変独裁的な医療機関がふえつつあるように思います。特に、病床を減らすという動きが出てますから、そのあたりの議論は県のレベルではされてらっしゃいますか。要は質を精査して、適正な医療を措置していくと。過剰医療はしない、自分の病院を維持するために過剰な診療とか検査はしないというようなチェックもする必要があると思います。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 今、制度改革で広域化等連携会議の中ではそこまで踏み込んだ話というのはされておりません。ただ、市町としまして医療費の削減についてはしっかり取り組んでいって、国からも保険者努力支援制度というふうな形の支援が拡充されますので、その辺をしっかりと使いながら、医療費を、1人当たりの医療費が今ふえている状況でございますので、その辺は落とせる努力をするというふうな形の話をしております。

以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 私ども住民の視点だけじゃなくて、医療機関のチェックです。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） この国保についての広域化等連携会議については、市町を含めた来年度からの国保の運営についての内容なんですけど、今議員の御質問については、これ国レベルでそれぞれ医療機関、病院の整理とか、あと国の方針に基づいて県内の医療施設の病床数の再編とかいうのを別途取り組むということで行われております。ということで、この広域化等についてはあくまでも国保の運営について、来年度広域化についてということで、別の会議等、県、国等の会議等でそういった議論が行われておるという状況でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 標準保険料が3方式に変わるということで、熊野町においても資産の分の割り当ての分がなくなって、それを均等割というか、そのものに対するやつを3方式でやるということと、資産で財産を持ってらっしゃる人の分の上がってきた税率をそれに、ほかの3方式に分けないといけないということは、税が上がる可能性はあるんでしょうね。

それともう一つは、各町においていろんな医療の事業をやってます。例えば熊野町では2歳から中学生までの医療費の入院、通院の無料化をやってますけど、それもその中に入って、もちろん町が幾らか補助はしてるんですけども、それに対する事業というものは継続できるのかどうかといったことを。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 4方式から3方式に変わって資産割がなくなった場合ということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、資産がある方について資産割というのが賦課されるわけですから、今後3方式になった場合は、所得割を中心に均等割、平等割に反映されますから、全てに資産割が平等に配分されるということになりますんで、一人一人を見ますと上がる、正確に計算をしてみないとわかりませんが、考え方としては上がるようには考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 二つ目の御質問、乳幼児医療費の助成事業と、本町では中学校3年生まで入院医療費の自己負担の無料を行ってある事業が、この広域化とどのように絡みになるかということだと思います。基本的には広域化に伴ってこれを全部見直しをというようには考えてはおりません。どのような運営で行くのか、特に、自己負担額に係るものになります。今本町においては通院費については就学前まで、小学校に上がる前までは無料にしております。入院については中学校3年生まで無料にしております。これは自己負担に係りますものなので、一緒にあわせてというところは当面は考えてません。これはこれで存続をしていくという方向で今の段階では考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 考えないといけないということはいろんな問題があると思うんですけど

ど、例えば医療費を削減するために各町が努力しておりますよね。例えばがん検診をするとか、住民健診をするとか、あるいは医療をできるだけ後発薬にするとか、そういった下げるような努力をしてるところも同じような形で、大きな県という形の中で分配されるのかどうか。例えば、熊野町が持っていった保険税の中で全部賄いながら、その足りないものは県が交付金で出すとか、そういう形なら何とかわかるんですけど、それを全部ひっくるめての分配だと、それじゃあ努力してるところとしてないところの差というのはどうなるのかというのをちょっとお尋ねします。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 今の各市町が医療費削減に努力するということにつきましては、保険者努力支援制度のほうで国のほうから支援があると先ほどお答えさせていただいたんですけども、国からの支援につきましては各市町のほうに直接入るというふうな形に今はなっております。やったところ、やらないところ、そこで差が出てくる。そういうものも含めて県のほうには納付金として上げるというふうなこともありますけども、とりあえずやってないところの分までほかの市町がやってとかいうふうな考え方では今のところないという状況でございます。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 財政運営の主体が県に移ることによって、今までできてた一般会計からの繰り入れが困難になるというようなことを伺ってるんですが、その辺についての協議はされてるんでしょうか。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 県のほうが財政運営の責任主体ということになるということで、県全体で医療費がどれだけかかって、保険税としてどれくらい集めないといけないかというふうな形のものですけども、それによって一般会計のほうの繰り入れがふえるという

ふうな、むしろ一般会計の繰り入れを減するために大きい規模で運営をしていこうというふうな流れで今はっております。実際に、どうなるかというのはまだ試算のほうははっきりできてないので、それはあけてみないとわかりませんが、小規模な自治体の運営が厳しくなってきたので県のほうを責任主体として据えるという考え方で始まったんですけども、試算をしてみるとどうも上がるところが多いというふうな状況にはなっておりますけども、行く行くはそういうふうな一般会計からの繰り入れを減していくというところを目指してこの改革が進められると考えております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

山野議員。

12番（山野） 例えば、年度末ぐらいにすごいインフルエンザがふえて、それで医療費が上がって、それで町からの国保へ繰り入れないといけないというような状況が、例えば熊野だけじゃなくて県内でそういうのが起こった場合に、そのときの県の対応としては、各町に負担金を出せというのか、町が国にお願いしてそれをするのかという、そういったところをやっぱりきちっと決めておいていただかないと、どうなんでしょうか。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 急激な医療費の増加とか、あと予期してない医療費の高騰とか、いろいろあると思うんですけども、今回の改正で、県のほうも基金のほうを積み立てるようになっております。国からの交付金あたりで県の基金を積み立てて、それに対応する。その基金の中から先ほどありました激変緩和措置の財源とするというふうなこともありますけども、その辺で町の負担がふえるということはないと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 荒瀧議員と山野議員の御質問、関連するんですが、一つだけ申し上げて

おきますと、国保医療に関しては23市町で熊野町がずっと受診率はトップです。これ譲ったことはありません。ということは、医療機関に皆さん行かれる。これをやめなさいとかどうかということはなかなか言いづらい。受診率がトップということは当然医療費も、国保医療費、かなり平均よりも高く使っておるという事実がございます。

受診率がなぜ高くなるのか。もうずっと国保が発行しとる雑誌が私のもとに届くんですが、一覧表がございます、介護保険も含めてですね。最初の項目で受診率が挙がってくるんですが、もう町長になってからこの1番を譲ったことは1回もございません。ということは、ここら辺の原因を究明する必要があるんですが、国保医療保険の加入者がやっぱり自営業者、あるいは高齢者、今高齢者なんです、多いということで、なかなか医療機関へ行くのはやめなさいということはできませんので、そういった苦しい面もあるということをお理解いただきたいと思います。何とか改善、受診率は下げたいという思いがございます。余分ですが、以上でございます。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 私の質問の御理解が、いいですか、わかってらっしゃる。今言われる件、一つの私の視点でございますが、原爆医療の体質が残っておるんですよ、無料。今からどんどんどんどんそういう方がいらっしゃらなくなりますので。

もう一つ、医療機関が少なくなると医療費がごとんと落ちたという事例が日本中ありますよ。過疎になるほうが逆に医療費が減るという傾向がある。そこらも研究いただいて、過剰医療機関かもわかりません。

議長（山吹） ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 考え方として、大きく考えたときに、この制度改革というのを県に一部分を移したという、財政運営を移したということで、結局、結果的に自己負担を上げて、いわゆる財政的に自治体の財政の負担を減らすために自己負担をふやすというような考え方でこれはされたものなんかどうかというところを聞きたいと思います。

議長（山吹） 堀野住民課長。

住民課長（堀野） 今回の制度改革につきまして、いろいろ協議を行っている中ではそういった視点での話は出ておりません。結果的に今上がっているというふうな試算の結果が出てますけども、それがどうこうという協議の中では話にはなっておりません。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） というのが、結局個々の市町で運営が厳しいということで県にまとめるといことですが、県にまとめたからといって楽になるというもんじゃないと思うんですよね。じゃあ、特別に、県に国から特別に今まで以上の予算が回ってくるかという話でもないと思うんです。平均化するというところで多少の緩和はあるかもしれませんが、基本的には厳しいものには変化がないので、結果的には個人負担というのが少しずつ上げるということでこれを解決しようというふうな考え方に近いんじゃないかと思うんですが、結果的にそうなるんじゃないですか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 今回の改革は、最初、冒頭で説明いたしましたように、半世紀ぶりの大改革ということで、これ随分以前から医療費がどんどん高騰しておると、これは全国的に。その原因としましては、高齢者がどんどんふえていっておると。医療費のレベルというか、進歩がありまして、診療報酬等もどんどん爆発的に上がっていっておるといこと、特に小さい市町についてはもう破綻状況にいておるようなところを何とか食い止めようということが始まったといこと、改革の趣旨がそうっておりますといこと、議員御心配されてるとおりで、私どももそのように感じております。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 実をいうと、これ3年前に各町長、市長を集めて国、県が提示してまい

りました。そのときに、もう今法律なんで任意加入じゃないんで、もうこれはうちも加入せざるを得ないんで、単独でやるということはまず、もう法律ができてますから。できる前にそういう話がありまして、うちはその3年前、4年前は単独でできました。ただ、将来的に考えたら、熊野町も将来的には単独ではもう無理だろうということで、この話を賛成の方向でスタートしてまいった経緯がございます。そして昨年、1年か1年半前に法律改正がございまして、いわゆる保険者を各市町村長から県に移行するという法律ができましたので、経緯的にはそういう経緯をたどっております。

以上です。

議長（山吹） いいですか、大瀬戸議員。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、国民健康保険制度改革については、制度改革の内容及び進捗状況について承知することとし、平成30年度の予算及び保険税の見込みが立てられた後に改めて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえがございました。

（休憩 10時07分）

（再開 10時09分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件、教育委員会事務点検・評価報告書について執行部から説明を受けたいと思います。

民法教育部長。

教育部長（民法） 教育委員会から、「教育委員会事務点検・評価報告書（平成28年度事業）」につきまして御説明いたします。資料2をごらんください。

1ページをお開きください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとなっているため、作成いたしました。

2 ページをお開きください。熊野町教育委員会が平成 28 年度に重点施策として実施いたしました 8 事業について、7 月 13 日に評価委員会を開催して、3 人の評価委員から意見を聴取しまして、8 月 1 日の教育委員会へ提出し、本日、町議会全員協議会で報告するものでございます。

3 ページをお願いします。教育委員会の自己評価及び学識経験者の評価は、対象事業ごとに 4 段階の総合評価を行いました。A は期待以上である。B は期待どおりである。C は期待以下である。D は抜本的な見直しが必要ということになっております。点検・評価は客観性を確保するため、3 人の学識経験者をお願いしました。委員は、青少年育成くまの町民会議会長で元広島国際学院高等学校校長の荻野次夫様、元主任児童委員の平尾貴子様、熊野中学校 P T A 会長の植松聖詞様です。

4 ページをお開きください。教育委員会の活動状況ですが、1 は 27 年度から新教育長制度になり、教育長の任期は 3 年となりました。2 は 28 年度の教育委員会委員 4 人の一覧で、任期は 4 年で、前年度と変わりはありません。3 は教育委員会会議の開催実績で、定例会は基本的に毎月 1 日に開催することとしており、必要に応じ、臨時会を 2 回開催いたしました。議案、報告等については記載のとおりで、議案 26 件、報告協議 5 件を審議いたしました。

6 ページをお開きください。教育長を除く教育委員の活動実績で、小・中学校の主な行事及び研修会に出席されています。

7 ページをお願いします。ここからは、事業ごとの点検・評価シートでございます。

まず、1、中学校給食導入事業でございます。町立中学校に、昨年 12 月から町立小学校同様のデリバリー方式による学校給食を導入しました。給食導入に伴い、両中学校に給食用ダムウェーターを設置し、給食備品等の購入を含む総事業費は 5,280 万 7,000 円でした。また、給食用調理委託業務の業者選定においては、公募型プロポーザルを実施し、株式会社日米クックに決定しました。給食利用率は、導入当初が 18.5% でしたが、今年度の 4 月には 34.6% まで増加しました。自己評価は B としました。

評価委員の意見は 15 ページから全員の全文を記載しております。この事業については、各委員の評価は全員 B でございましたので、B としました。委員の意見としましては、町民の要望に応えたよき事業であると考えます。大金をかけて導入した事業であるが、各家庭の事情もあり、五、六十% 目標でよいと考える。P R、試食会などを通して少し

ずつ増加していくであろう。また、子供の健全な身体づくりのために有効活用されることを望む。子供たちの身長、体重の成長の結果が出たらよいと思う。また、事業費の問題もあるが、課題や問題点が明確にされていることはよい。目標数字に向けて先生、生徒、保護者と連携を図ってもらいたい、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、心身ともに大きく成長する中学生期の給食として、生徒や保護者の要望を考慮しつつ、栄養バランスやカロリー等がしっかり考えられた「安全・安心な給食の提供」を念頭に置き、将来的には60%程度の利用率となるよう努めていくことにしています。

8ページをお開きください。2、学校施設整備事業でございます。雨漏りしていた熊野東中学校武道館屋根改修事業を実施し、生徒の安全、安心な環境整備を行いました。事業費は697万6,800円でした。また、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事（第1期）は、国の補助金の交付決定がおくれたため、29年度へ繰り越して実施しています。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は15ページに記載しています。各委員の評価は全員Bでございましたので、Bとしました。委員の意見としましては、校舎の新改築等については、財政面のことが大きく左右することで、安直に意見を述べることはできないが、未来を担う子供たちのために、安心、安全な校舎づくりを町の責任のもと実現してもらいたい。また、小・中学校6校とも老朽化のため改修があれこれあると思うが、子供たちが安全に学べる場を均等に願います。また、改修工事も必要であるが、必要なのに使えなくなっているものの交換等、先生方や子供たちからの聞き込みを行ってほしい、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、今後も町内6校の計画的な改修を実施していくとともに、老朽化した建物が多数を占めるため、危険箇所が発見され緊急対応が必要になることも起こり得る。児童・生徒にとって安全、安心して学べる環境づくりに努めることにしています。

次に、9ページをお願いします。3、学力向上事業でございます。熊野町学力向上プロジェクトに基づき、町内6校で児童・生徒の学力向上に努め、「全国学力・学習状況調査」では、全国及び県平均をともに上回り、また、広島県「基礎・基本定着状況調査」では、30%未満の児童・生徒の割合は、県平均よりも低くゼロに近づいており、基礎・基本の定着が図られていることがわかりました。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は16ページに記載しています。委員の評価は1人がAで、2人がBでございましたので、総合的に評価してBとしました。委員の意見としましては、学校教育において、児童・生徒の学力向上推進努力は最も大切な教育内容の一つである。小・中学校においては、とにかく基礎・基本を重視し、高等教育につなげられる教育が望まれる。また、家庭的に気がかりな子供の学力が身につけているか心配で、底上げし、全体の学力向上になればよいと思う。また、先生方にも責任を持って指導してもらうことは、保護者にとっても安心できる、などの意見がありました。

指摘事項を受けての改善では、学力向上については基礎的・基本的な学習内容の定着が大切であり、全体の通過率を高めていくとともに、30%未満の児童・生徒の割合をゼロに近づける。今後も町内6校が連携し、学力向上を推進していくとともに、児童・生徒の進路を見据えた教育を継続していくことにしています。

10ページをお開きください。4、小学校低学年書道科指導事業でございます。事業内容は、小学校1・2年生、16クラス、計429人を対象に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った学習を、町費負担の書道科専任教員と学級担任の2名体制で指導を行うもので、事業費は528万2,000円でした。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は16ページに記載しています。各委員の評価は全員Bでございましたので、Bとしました。委員の意見としましては、筆の町熊野町にふさわしいすぐれた事業内容であると同時に、熊野町の伝統産業に触れ、郷土に対する認識と誇りを持たせる絶好の場となる事業である。また、書道を通して集中して学べる子供がふえたことは喜ばしい。専任講師と低学年では担任以外から学ぶ珍しい機会と思うので、連携して有意義な時間にしてほしい。また、こういった事業を熊野町が率先していくことは、とてもよい試みだと思う。書道を通して先生と子供たちのコミュニケーションの場としても活用していただきたい、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、専任講師と担任教諭との連携を欠くことなく、それぞれの役割を明確化し、当該事業のさらなる充実を目指す。また、この事業は1・2年生で途切れるものではなく、3年生以降の書写授業への円滑な接続はもちろんのこと、町としての貴重な取り組みであることを念頭に継続していくことにしています。

11ページをお願いします。5、生涯学習施設整備事業でございます。くまの・みらい交流館の大型遊具周辺に芝張り、散水栓、フェンス等の広場整備工事を行い、子育て世代の憩いの場となった。事業費は535万7,000円でした。また、町民会館の非

常用照明のうち、一部壊れているものがあるため、建築基準法施行令にのっとり改修を行い、全ての照明をハロゲンからLED化する等の工事を行い、利用者の安全対策につながった。事業費は464万4,000円でした。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は17ページに記載しています。各委員の評価は全員Bでございましたので、Bとしました。委員の意見としましては、二つの事業とも、憩いの場、多世代交流の場として、住民から愛され、親しまれる場所をさらに充実する事業である。また、乳幼児の子供を持つ親が一日楽しく過ごせられる場所として整備をお願いする。また、休日には100人近くの人が集まるということで、とてもよい憩いの場となり、よい成果だと思う。これだけの人数が使用するので、大型遊具の劣化による事故がないよう、点検はしっかり行ってほしい、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、子育て世代の憩いの場となるよう広場の維持管理、遊具の安全点検を行うとともに、東屋が完成後には、多世代交流の場として芝生広場の充実を図っていくことにしています。

12ページをお開きください。6、くまどく推進事業でございます。読書を通じた家族のきずなづくりを推進するため、家庭読書推進活動「くまどく推進事業」を実施し、事業費は32万9,000円でした。町内全てのゼロ歳から中学3年生までを対象に、読書を通じた家族間のきずなを深める事業で、事業内容としては「くまどくノート」を作成し、乳幼児から中学生まで配布、本年1月にはくまの・みらい交流館で「第3回くまどくフォーラム」を開催し、約250人が参加しました。また、「くまどくカレンダー」を作成し、小・中学校や公共施設に配布しました。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は17ページに記載しています。委員の評価は1人がAで、2人がBでございましたので、総合的に評価してBとしました。委員の意見としましては、この事業は「継続は力なり」で、辛抱強く継続してこそ大きな意味を持つ。現在、幼稚園、保育園も巻き込んだの展開となって、共通認識のもと、事業を推進することができている。また、子供が小さい時からの取り組みで、家庭読書が充実してよいと思う。親としてでなく、大人の1人として読書を楽しむ、学校教育でなく生涯教育としても広げてゆくとよいと思う。また、親子、家族のきずなづくりを主目的としてされていることはよいと思う、などの意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、本をツールに家族のコミュニケーションがより一層図れるよう啓発を継続していくために、幼稚園・保育園等訪問を実施し、親子読書の習慣

を浸透させる。また、講演会等を開催し、「くまどく」の充実と推奨を図ることにしています。

13ページをお願いします。7、青少年健全育成事業でございます。子供たちが安全・安心に活動できる場として、「土曜くまのっ子教室」を町民会館など町立施設にて文化事業を年間15回開催し、体験を通して子供たちの異年齢交流・地域との交流を実施し、家庭教育・青少年教育の充実を図りました。延べ参加者503人、事業費は48万円でした。また、「遊びと学びの交流がっこう」をNPO法人熊野健康スポーツ振興会に委託して、町民体育館を主会場に年間18回開催し、夏季休暇中にはサマースクールとして、ニュースポーツを中心に運動教室を実施しました。延べ参加者903人、事業費は72万円でした。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は18ページに記載しています。各委員の評価は全員Bでございましたので、Bとしました。委員の意見としましては、多くのさまざまな立場の人たちの協力ボランティアによって成り立っている。内容的には、多岐にわたり充実してきた。参加する子供たちが一部に偏ったり、参加絶対数がやや少ない分野など、細かな点でアイデアが求められる。さまざまな場を通じてもっとPRしていくことも重要であろう。また、子供や保護者がお世話される側からお世話する側へ、ボランティアの学びの場になればよいと思う。また、運営サイドからするととても大変な事業だと思うが、子供たちにとってはとてもよい場であり、よい経験だと思う。

指摘事項を受けての改善では、学校で経験できないことを体験することで、新たな発見・感動を子供たちに与えていく。また、異年齢・地域の人等、学校を越えての交流をすることで、社会生活に必要なコミュニケーションが身につくよう事業を進めていくことにしています。

最後に、14ページをお開きください。8、人権教育の推進でございます。人権意識の醸成と男女共同参画社会の形成を推進するため、各公民館や交流館で、男女共同参画講座を3回、人権講座を3回、男女共同参画講演会を1回開催し、合計283人の参加者がありました。自己評価はBとしました。

評価委員の意見は18ページに記載しています。委員の評価は1人がBで、2人がCでございましたので、総合的に評価しましてCとしました。委員の意見としましては、問題点としては、研修の場を設けても参加者が少数で、町民の人権意識が育たないのではないかとの懸念を持たざるを得ない。社会全体の人権意識の向上のためには、学校教

育のみならず、地域の大人たちの意識の持ち方が大切である。行政の指導のもと、講座開講、講演会開催などをもっとふやすとともに、PRの方法を工夫していただきたい。また、いろいろと工夫されていると思うが、参加者が少ないのが残念。好評な講座とか、何かと合わせてすると集客できるのではないか。また、集客にこだわるのであれば、周知の方法から見直すべきかと思う。

指摘事項を受けての改善では、人権啓発においては、町民にわかりやすい周知をすることで人権尊重の重要性を啓発する。集客の望める講演会などを開催するとともに、啓発物の配布などを町内の大きなイベントで実施することで人権啓発を推進していくことにしています。

以上でございます。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、教育委員会事務点検・評価報告書については、教育委員会の事務事業について今後も適正な評価を行い、事業の改善に努めていただくよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえがございます。

（休憩 10時27分）

（再開 10時40分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件、熊野町水道ビジョンについて執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

建設部長（沖田） それでは、「熊野町水道ビジョン」について御説明させていただきます。お手元の資料、A3判の資料3 - 「熊野町水道ビジョンについて」及び冊子の資料3 - 「熊野町水道ビジョン（概要版）」をごらんください。御説明のほうはA3判の資料3 - 「熊野町水道ビジョンについて」に沿っていたします。

まずは項目番号の1、「水道ビジョンの策定」につきましても、熊野町水道事業の将

来を見据えたインフラ施設における施設管理及び更新に関する方針を、国の方針等を踏まえた上で、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とする熊野町水道ビジョンを、資料3 - の冊子のとおり策定いたしました。

次に、項目番号2、「水道ビジョン策定の視点」といたしましては、国のほうが公表しております「新水道ビジョン」における三つの観点である「安全」、「強靱」、「持続」から熊野町水道事業の現状と課題を抽出しまして、将来における更新事業等を検討し、財政面からも事業の平準化を図ることにより、健全な事業運営に努めることとしております。

次に、項目番号3、「水道事業の概要」ですが、熊野町水道事業は昭和40年に創設認可され、最新認可は昭和61年9月30日となっております。現在の給水人口は2万6,270人で、計画一日最大給水量は9,000立方メートルとなっております。

続いて、項目番号4、「現状と課題」についてですが、国の示す「安全」、「強靱」、「持続」という三つの観点から、表のとおり整理いたしました。

まず、表の上段の「安全」についてですが、水道水質の適正管理としましては、現状におきましても水質検査計画に基づき水道水の水質検査を定期的に行っており、これまで規定の基準を超えたことはありません。課題につきましては、これまでどおりの水質管理体制を継続し、安心して良質な水道水の供給を維持していく必要があります。

石綿管の更新につきましては、現在、熊野団地内の石綿管の更新事業を平成25年度から10カ年計画で行っております。課題としましては、住宅密集地区であるため、断水等の影響が少ない不断水工法等を採用していることから、多大な費用が必要となっております。

次に、表の中段「強靱」につきましては、老朽化施設の更新としまして、現状では法定耐用年数を超過してきた施設が生じていることから、今後、更新需要が集中していく見込みとなっております。現課題としましては、今後の施設及び管路の更新需要が膨大となることから、財政検討、更新事業計画の立案、また財源確保が必要となってまいります。

水道施設の耐震化につきましては、平成26年度に実施いたしました簡易耐震診断の結果による耐震性の低い配水池から優先的に耐震化を進めていく必要があります。課題としましては、今後、耐震化を進めるに当たり、財源確保や他事業との事業費の調整が必要となります。

次に、表の下段「持続」の中の財政の健全化についてでございますが、現状は営業収支比率、経常収支比率ともに100%を超えていることから、健全な財政状況と言えます。課題としましては、今後、給水人口の減少に伴い、給水収益の減少も予想される中で、更新事業や耐震化事業を進めながら、健全な財政状況を維持していく必要がございます。

人材の確保と技術継承につきましては、現状は水道事業に携わる職員の年齢層については均等に配置されておりますが、平均経験年数が他の自治体と比較して短い状況でございます。課題としましては、若い技術職員の育成並びに水道事業特有の専門的な技術の継承で、特にこの先、老朽化を伴う水道施設の維持管理において、緊急時でも適切に対応ができる経験豊富な職員を維持していくことが必要となります。

続きまして、項目番号の5、「水道施設の更新需要の把握」についてですが、厚生労働省が示している「水道施設におけるアセットマネジメントに関する手引き」及び「アセットマネジメント簡易支援ツール」に基づき試算し、管路と施設に分けて更新需要の算出を行っております。

それでは、(1)の更新を実施しない場合の管路及び施設の健全度の棒グラフをごらんください。グラフの中で、青色の表示が法定耐用年数以内の健全な管路または施設となります。黄色の表示が法定耐用年数の1倍から1.5倍までの経年化管路または施設となります。赤色の表示が法定耐用年数の1.5倍を超過した老朽化管路または施設となります。

まずは左側のグラフ、更新を実施しない場合の管路の健全度でございますが、平成29年度では老朽化管路は0%ですが、今後更新を実施しない場合、40年後には老朽化管路が50.1%と半数まで増加する見込みでございます。

次に、右側のグラフ、更新を実施しない場合の施設の健全度ですが、平成29年度では老朽化施設の割合は34.9%と、既に老朽化を迎えているものがあり、今後更新を実施しない場合は、40年後にはさらに老朽化の施設割合は83.8%まで増加することとなります。

続いて、(2)法定耐用年数に基づいた更新需要でございますが、左側、管路の更新需要では、今後40年間の管路の更新需要は合計で約77億2,000万円との試算結果でございます。次に、右側の棒グラフ、施設の更新需要でございますが、今後40年間の施設の更新需要は、総額で約31億3,000万円との試算結果で、水道施設全体

の更新需要見込み額は、あわせて約108億5,000万円となり、平均しますと1年当たり約2億7,000万円の更新費用が必要となることとなります。しかし、現実的にはこのような費用で更新を実施した場合、熊野町水道事業の経営は成り立たなくなります。

このため、水道施設の更新のあり方としましては、安定した水道事業を継続させることを前提としまして、将来にわたり財政的負担が最小限となる手法を選択して、現実的な更新を図っていく必要があると考えております。あわせて、施設の重要度を考慮し、かつ緊急性の高いものを優先的に更新していくなど、実現性のある事業計画を立てていくことといたします。

次に、項目番号6、「取り組みに対する目標」についてですが、「未来へ届ける安全・安心な水道」という基本理念を掲げ、これを目指して平成38年度の目標値を表のとおり設定いたしました。

それでは、まず「安全」に関する目標値でございますが、水質検査計画の策定及び水質事故件数をゼロと設定し、住民が安心しておいしい水を飲める水道の継続を目指します。

次に、「強靱」に関する目標値としましては、管路の更新率は1年当たり0.66%、管路の耐震管率14.24%、配水池の耐震化率を29.1%と設定し、自然災害に強くしなやかな水道を目指してまいります。

次に、「持続」に関する目標値としましては、有収率95%、営業収支比率109%、経常収支比率を119%に設定することにより、健全かつ安定的な事業運営を目指してまいります。

最後に、項目番号7、「事業計画」についてでございますが、下の表をごらんください。

まず、上段、熊野団地管路更新事業ですが、平成25年度より着手しております継続事業であり、今後も継続して事業を進めることにより、平成34年度の事業完了を目指します。

次に、管路耐震化事業ですが、老朽管路の更新事業やその他さまざまな管路工事とあわせて、耐震性を有する部材に更新することにより耐震化を推進するもので、現在実施中の、先ほどの熊野団地管路更新事業におきましても、既設管の耐震化をあわせて実施しております。

次に、配水池耐震化事業でございますが、平成34年度から耐震詳細診断及び基本方針の検討を行い、耐震性の低いと判断される配水池より計画的に耐震化を図ってまいります。

最後に、「管路及び施設更新事業」は、アセットマネジメントの手法を用いて試算された管路及び施設の更新需要をもとに、ほかの管路更新事業や耐震化事業と調整を図りながら、平成31年度より進めるものとしております。

熊野町水道ビジョンの説明につきましては以上でございます。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

山野議員。

12番（山野） 先日、新聞にもやっぱり全国の各市町において水道管が老朽化しているという話があって、それを交付金を使ったような形のものが今ないんですね。それをやってもらうような要請をしないといけないんじゃないかという。今それが全部の市町にかかって、今も熊野町で100億というような事業がとてもしようものではないので、ぜひそういったことの、各調整機関があればそういったところで要請していくような方法を考えてやってらっしゃるのかどうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 水道事業につきましては、県内でいえば広島県の水道協会、全国にも全国の日本水道協会という組織がございます、それらの順番を踏みまして、水道協会のほうを通じまして厚生労働省のほうにそういった要望を上げて、そういったことについて考えてもらえないかということで組織的に動いておるところではございますが、なかなか今のところはどうも行ってないというのが現状でございます。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番(山野) 熊野町の水道事業は起債がないので、何とか起債をしながらということになるんですけど、もしそういったように耐震、あるいは施設の建てかえになると水道料金に変更しないといけないかというか、そういう予定はあるんでしょうか。

議長(山吹) 沖田建設部長。

建設部長(沖田) 今現在、実際に水道料金を値上げする要因というものはないわけでございますけれども、今から計画的にそういった老朽施設、管路の更新を図る上で、詳しい実施計画を立てた段階でそういった料金値上げに対する要因が発生する懸念はございますけれども、今現在の計画の中では値上げする要因はございません。

以上です。

議長(山吹) ほかにありませんか。

中原議員。

14番(中原) 今の老朽管よね、老朽管、全部、ほとんど下水道をやったときに老朽管というのはやりかえとるはずなんよね。残った老朽管があとどれぐらいある。この団地以外の旧町内、あちこちにちょっとずつあると思うんじゃが。

議長(山吹) 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長(寺垣内) 中原議員おっしゃられたように、下水道の整備の折にかなりの割合で水道管をやりかえております。そういう状況で、今比較的水道管自体は良好な状態であるといえます。古い管といえば、今一番ちょっと熊野団地が一番古いんですが、その次が本庄団地が古いのかと思われるんですけど、こちらのほうは塩ビ管が使われておりまして、法定耐用年数は過ぎとるんですけど、経過年数といって老朽化まではまだ至っていない状況でございます。

以上です。

議長(山吹) 中原議員。

14番(中原) ということじゃなしに、要は、やりかえたときに、下水をやりかえたときに、その団地じゃなしに、ところどころに残っちゃうんがあるんじゃないか思うんよ、古い管が。それはやっていくんかどうか。それが何%ぐらい残っておるかという。

議長(山吹) 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長(寺垣内) 下水道で残っているところというのが、ほとんどが末端というか、ちょっと4メートル未満の細い道路でちょこちょこっと残ってる、点在してるような状態なんです。その場合は、ほとんど今、調べたところ塩ビ管、やっぱり塩化ビニール管で、これが今のところ塩ビ管が使われ始めて50年、最長で、どこの自治体もなんですが、まだどれぐらいもてる、実耐用年数がそれぐらいもてるかというのがわからない状態で、実際、熊野町でもそういう残っているところで漏水というのはまだ少ない状況なので、そこら辺は様子を見ながら補修をしていきたいと考えております。

議長(山吹) 沖田建設部長。

建設部長(沖田) 老朽化という面と耐震化という面がございます。それで、中原議員おっしゃったように、従前、下水道を埋設するときに、その機会を捉えてやりかえたところが多いんでございますけれども、それでまだやりかえが残っている部分につきまして、耐震化でいいますと塩ビ管自体は耐用年数は長いんですが、継手ですよね。昔ながらののりでひっつけたような継手につきましては、かなり耐震化率が低いということになります。そういったところについては、その近辺を工事する機会を捉えて、新しい継手にやりかえると、そういった作業をしておるところでございます。

以上です。

議長(山吹) 中原議員。

14番(中原) ある程度把握されとってよね。あっこは危ないぞというようなところがあるんかの、どうかの、それを聞いたかったのと、残りがどれぐらいあるんかのいう

のを聞きたかった。

議長（山吹） わかれば。

14番（中原） それぐらい把握しとるんかのいうことを聞きたかった。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 全体の延長に対する割合につきましては、ちょっと今数字を持っておりませんが、管の更新が終わってないところにつきましては、当然、図面上でもわかりますし、把握してございます。

以上です。

議長（山吹） また後で教えてあげてください。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） アスベストの件ですね、これ。厚労省も非常に扱いにくいジャンルのものなんで、出たり入ったりします。これは団地の方も皆さん御承知おきなんでしょうか。

工事する場合は非常に精密な工事をしないとアスベストが飛びますからね。だから、そういうあたりでも、これは県がされとるわけですね。だから、県にも随分やっぱり働きかけてこれを早目にやりかえるべきだと思うんですが、どういう方針でございますか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 石綿管の更新につきましては、熊野町の上水道事業の中でやっております。それで、アスベストが一番心配、懸念されるのが、要は切断したときなんかアスベストの石綿の粉末が飛散して、それを吸い込んだときに人体に害があるということでございます。水道水の中へ通水して、それを飲むという部分については安全性は確保されておるところでございます。

石綿管と言いましても、石綿が直接水道水に触れるわけではございませんで、中にコ

ンクリートがライニングしてありますので、水道水が直接石綿に触れることもないと思  
っておるところでございます。

それと、更新したときにその後の状況につきましては、そのまま地中に埋設して埋め  
戻すと。これは法律的にも許されておるところでございます、空気中には触れないよ  
うな、そのまま埋め戻すという手法で更新事業は行っております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 一つ、今後事業計画を立てていくということですが、ここにありま  
すように、実現性のある事業計画を立てていくと、財源も当然考慮しながらということ  
だと思っております。これを結局具体的にはどういった部分で、具体的に例えば収支を計算  
しながらやるのか、工事目標ぐらいの感じ。例えばここにグラフをいただきました。青  
と赤と緑の日程表がここにありますが、こういったレベルなのか、もっともっと踏  
み込んだ事業計画を立てるのか。立てるとしたらいつごろに立てて実行するのかとい  
うのを聞きたいと思っております。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） このたび策定しました水道ビジョンにつきましては、あくまで法定  
の耐用年数から数字を算出しておる状況でございます。それで、説明の中でも触れたん  
ですが、平成26年度に配水池の簡易なんですが耐震診断を行いました。その中ではち  
よっと我々も驚いたんですけども、配水池、ほんの初期にこさえました台場といいま  
すか、榊山神社の上にある八幡山配水池ですね、あれが一番古いわけでございますけれ  
ども、これが案外劣化してないという簡易診断の結果が出まして、実際には詳細な診断  
を行いまして、その辺の優先順位もつけながら、できるだけ水道料金のほうにはね返ら  
ないような方策を考えたいと思っておる状況でございます。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 個別の計画、まあまあそれも要るんでしょうけど、全体的に今こうやって水道ビジョンのあらかたの方針が決まったと思うんですが、これを実際落とすときに、いわゆる収支と兼ねて考えなきゃならんと思うんですが、そういう計画を早期に立てるというものではないんですか。現実的な、実現性のある事業計画というのはそういうことではないんですか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 一応、過去の平成18年から27年までの実績値で、人口推計とあと今の収益の推移との実績値をもとに、将来的な収支計画はこの水道ビジョンの中で一応は立てさせていただいて、その中で現実的にはどれぐらいで更新計画が行えるだろうかということで、一応ざっとした概算費とかいうのは算出させていただいております。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） いや、それはこれで大体わかるんですけど、いざじゃあ来年度からまた水道事業を始めていく上で、更新をどれだけお金をかけてどこの部分をどうするかという計画をいつ立てるのか。立てずにまたやるのかということです。立てると書いてあるんで、立てるんでしょうが、その辺の具体的な計画はどのようにこれから立てて、いつごろにできるのかということです。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 済みません。実施計画は今の事業計画の中で配水池の耐震化事業、平成34年度より検討して、その中で実施計画等を立てていきたいと考えております。管路及び施設更新事業につきましては、一応熊野団地も今、一応中心で更新事業を行っておりますので、平成31年度当たりからあわせてちょっとほかの更新等を実施

計画等を立ててまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

山野議員。

~~~~~

12番（山野） 工事方法なんです、団地の、例えば団地は、きょうここをやっていると思ったら、次、また違うところをやったりというんで、不断水工法で非常に多大な費用がかかるというなら、今もう日中人がほとんどいない家庭が多いので、ある程度1日ここが断水しますよというようにやって、集中的にやるというふうな方法はとれないんですか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 一応、今の工事をやる区間が、要は図面的にも古いものであって、要は少ないエリアで断水を行うということがなかなか難しいというか、割と広いエリアで断水を行う必要が出てくるんです。要は数軒がおられんのでとかいう感じじゃなくて、結構何十軒かの影響がやっぱり考えられるので、ちょっとなかなか断水で行っていくというのは難しいかなと考えております。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、熊野町水道ビジョンについては、引き続き水道事業の健全な運営に向けて鋭意努力し、安全、安心な水道水の供給に努めるとともに、今後の水道施設の更新等の事業についても適正かつ効率的な事業運営に努めることを要望し、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時10分）

（再開 11時11分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、観光交流拠点施設の整備計画等について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條企画担当部長。

~~~~~

企画担当部長（宗條） 報告案件の4番目、「観光交流拠点施設の整備計画等」につきまして御説明いたします。右上に資料4とあるものをごらんください。

本年2月の全員協議会におきまして、昨年度策定いたしました観光交流拠点整備構想計画につきまして、本町の今後の観光戦略を図る上での現状認識、戦略の方向性、観光振興に向けた主な取り組み方針である観光戦略、それをベースとした観光交流拠点の整備構想の概要につきまして、説明をさせていただきました。その後、皆様方に観光交流拠点整備構想計画書をお届けした際、後日、国土交通省への社会資本整備総合交付金の概算要望を行った後に、改めてその概要を説明させていただきたくお願いをさせていただいたところでございます。

観光交流拠点施設の整備に関しましては、これまで交付金の概算要望に必要な事務と用地確保に向けた取り組みを行ってまいりましたので、本年度に入りまして、目に見える形での事業の進捗はございませんが、本日は計画に至った経緯を改めて振り返った上で、現時点での整備スケジュール、概算事業費、計画面積といったハード面の内容、観光交流拠点の中での新設公園と筆の里工房の役割や機能分担、観光戦略としての当面の取り組みといったソフト面の考え方につきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、平成元年を計画初年といたしました「筆の里21世紀計画」の中で、筆産業を活用し、町民や広島都市圏のレクリエーション拠点となり、広島観光の一部を担える観光・レクリエーション地区を開発する、としておりました。当時は、国際化の進展という社会潮流がクローズアップされておりまして、その中で本町が一層発展するためには、国際化を積極的に活用して地域活性化を図るには魅力的な観光資源の開発が不可欠である。そういった意識が芽生えた時期でございまして、この計画をもとに筆の里工房の整備が行われたところでございます。

次の、平成13年を計画初年といたしました第4次熊野町総合基本計画では、筆の里工房周辺の拡充整備、工房周辺に憩いの場となる彩りのある公園整備、来訪者の新しい

魅力となる味覚づくりの推進といったことが掲げられておりました。この時期は、新たな世紀を迎えた時代の転換期でございまして、少子高齢化や、市町村合併などの地方分権が進展し、「選択的定住化」といった極めて重い響きのある言葉が重用されるなど、まさに地域間、自治体間の競争が激しさを増し始めた時期でございます。

この計画をもとに、筆の里工房の周辺整備といたしまして、平成15年に坂面大池の改良・公園化を行ったところございまして、味覚づくりにつきましては、現時点で御当地グルメが二品開発され、商品化に至っているところでございます。

この計画期間におきましては、健康センター3館、中央ふれあい館、図書館、くまの・みらい保育園、深原公園、中央ふれあい公園、ストックヤード等々の整備や校舎の耐震化といったハード事業が続き、合併問題や福祉事務所開設といった重要な行政課題への対応も求められたことから、計画に掲げた工房周辺への公園整備には至ってございません。

これに続く平成23年を計画初年とした第5次熊野町総合計画、現行の計画でございますが、さきの総合基本計画で予定をされた工房周辺への公園整備が実現に至っていない実態や、観光の経済面への波及効果等に照らし、筆の里工房を拠点とした観光交流の舞台づくりを行い誘客の強化を図るため、筆の里工房一帯の整備を引き続き推進することとしたものでございます。これを受けまして、昨年度に「熊野町観光交流拠点整備構想計画」を策定したところでございます。

現在進めております観光交流拠点施設の整備につきましては、ほぼ30年間にわたりその必要性の認識を共有してまいりました筆の里工房一帯の開発事業によいよ着手するものでございまして、町制施行100周年にふさわしい記念碑的な大型事業として、来年度に事業を本格的に稼働させるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、来年度に公園の基本設計と用地取得、31年度に造成の設計、32、33年度に造成工事、34年度に建築工事を予定しております。非常に余裕の少ないスケジュールでございますし、交付金に関する国の予算によっても事業の進捗に大きな影響が出てまいりますので、あくまでもこのスケジュールは国の交付金の概算要望の中で示した計画期間ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、概算事業費でございますが、整備構想段階での事業費をもとに行った国交付金の概算要望ベースの額でございまして、今後の設計積算において詳細に積み上げてまい

ります。概算での全体事業費は、用地取得費も含め13億6,000万円強が見込まれるところでございます。年度ごとの所要額は表の計の欄のとおりでございます。この概算事業費につきましては、整備するセンター施設は必要最小限のスペースとし、構想にございます農家住宅等の整備費は含まれておりません。整備構想計画におきましても「観光交流施設については、当初より完成形を目指すのではなく、必要な機能整備を優先して行うとともに、仮設的な施設を活用した試行的な取り組みを実践する中で、成功体験を積み重ねる」とそのように明記しております。それに沿った事業展開を図ってまいります。

右側に整備イメージ図がございしますが、この図は完成形のイメージを書いたものとなっております。この図の左下に、飛び地の駐車場がございします。公園整備後は、訪問客の増加や大型観光バスでの来訪もふえるものと考えておりまして、駐車場と筆の里工房の間を集団で横断するようになりますと、熊野北農道の車両通行への支障や交通事故の危険性が高まってまいります。このため、新たに土地を取得し、大型観光バスが駐車できるスペースを確保するとともに、道路を歩行することなく筆の里工房へ入ることができるよう橋を設置いたします。また、筆の里工房の敷地と公園敷地との高低差を利用し、熊野北農道の道路下を連絡通路で横断するような方策についてもあわせて検討をしたいと考えております。

次に、公園の計画面積でございしますが、全体で4.3ヘクタールとなります。都市公園法上、地区公園の位置づけではございしますが、工房及び坂面大池等と一体利用できる、大型の公園が実現することとなります。全体面積の約8割が民有地でございします。その全ての土地の関係者に事業説明をさせていただくなど、計画実現に向けた前さばきの取り組みを進めてまいりました。現在、わずかではございしますが、御理解いただくようお願いを続けております箇所がございします。資料中ほど、小さくて恐縮でございしますが、用地図を載せております。黄色部分が町有地で、それ以外は買収する民有地となっております。

それでは、資料2枚目をごらんください。「歴史と文化のミュージアム」と書いてございます。

観光交流拠点の考え方でございします。現行の総合計画におきまして、本町の土地利用の方向性を定めておりますが、その中で特定の機能を持たせる「観光交流拠点」を位置づけております。この「観光交流拠点」は、筆の里工房から出来庭、中溝周辺一帯から

なる面的な広がりを持つ拠点でございます。総合計画では、筆事業所が点在し、昔ながらの面影を残すこの一帯で「まちなかミュージアム」としての舞台設定を行い、回遊性のある新たな観光・交流の場を形成する、としております。

筆事業所等の産業観光、神社仏閣、味どころ、郷土館、酒蔵、筆塚といった既存資源や空き家の活用など、新たな資源を掘り起こし、筆の里工房と一体となった歴史と文化のミュージアム化の取り組みを進め、観光客を町内周遊ルートに導くことによって、観光客の滞在時間を伸ばし、消費を促し、経済効果を高めていく。こうした取り組みを今後行うには、さまざまなセクターに御参画いただき、創意工夫された仕掛けづくりが必要となってまいります。今後の大きな課題であると、そのように認識をしているところでございます。

このいわば「まちなかミュージアム」の拠点施設となるのが、筆の里工房と一帯の公園でございます。新設する公園と筆の里工房のそれぞれの機能は異なりますが、明瞭な色分けを行いつつ、相互の役割分担と連携が必要であると考えております。

まず、新設公園でございますが、「町民と来訪者の交流舞台」と書いてございますように、「ひと」に焦点が当たる場でございます。自然に触れ、眺望を楽しむ場、散策や休養など、心身ともにリフレッシュできる場、遊び、触れ合い、交流活動を展開する場、熊野ならではの体験活動の場、例えば、筆づくり、筆を使ったオリジナル作品の制作などでございます。また、子供や学生による芸術活動や各種イベントの場、田舎暮らしが体験できる場、トレッキング等の休憩スポットとしてくつろげる場、特産品や軽食を提供できる場、フリーマーケット等の活動を通じた交流の場。こういった、「ひと」の生き生きとした活動が展開されるような環境づくり、特にソフト面の充実が今後の課題となってまいります。

一方の筆の里工房は、「筆文化の情報発信舞台」と書いておりますが、熊野という「まち」に焦点を当てる舞台でございます。芸術性が高く、格調高い空間と時間を提供する場といたしまして、引き続きブラッシュアップするとともに、芸術活動の普及や熊野筆のブランドカアップに資する取り組みにつきましても、変化するニーズに即応する、柔軟性、機動性が求められますので、筆の里振興事業団と連携し、機能充実に取り組んでまいります。

ページ右側には、観光戦略に関する当面の取り組みを掲げてございます。

まず、コンテンツの充実（熊野町の魅力向上）につきましては、1点目の「魅力的な

コンテンツや人材の育成」では、芸術系大学合同交流研修会の継続実施、より多くの町民にも御利用いただけるような筆の里工房事業の充実、農作物の地域資源化に向けた試行事業の検討、湾岸トレイルの整備、定住促進拠点施設における女性活躍支援の取り組みなどを進めてまいります。

2点目の「まちあるきポイントの充実」では、中心市街地の空き店舗等の活用についての検討や、筆のまち散策マップ等の充実を図ってまいります。

3点目の「観光交流拠点の整備」といたしまして、筆の里工房周辺整備、4点目の「宿泊機能の充実」では、民泊事業導入の検討、宿泊施設の誘致のほか、定住促進拠点施設内に移住体験や教育合宿等で利用できる簡易宿泊所の整備を進めてまいります。

次の「交通環境の向上」につきましては、平和公園、JRの駅、大和ミュージアムなどからの直通便や観光バスの円滑な運行等のための道路改良のほか、レンタサイクル等の導入についても検討をいたします。

次の「広報戦略の充実」につきましては、ホームページ等を通じた町の魅力や観光などの情報発信の充実、広域都市圏、連携中枢都市圏、あるいは、現在協議を進めておりますが東京特別区との連携の活用のほか、アンジュビオレ広島との連携なども通じまして、まちのPRを進めてまいります。

筆の里工房及びその一帯で形成する観光交流拠点施設は、現行の総合計画が掲げる、「ひと」と「まち」を育み、新たな成長を生み出す上で極めて重要な施策でございますので、ハード、ソフト両面の整備に引き続き努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。

尺田議員。

~~~~~  
1番（尺田） 済みません。買収予定地の関係でお伺いしますが、先ほどの説明で、わずかであるが土地の買収については難色を示している方がいるということなんですが、戸数としては何戸ぐらい、そういう方がいるのかということと、この赤枠で囲ってるこの予定地の大体どの辺を所有しとる方なのかなということをお伺いします。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 件数としては1件でございます。それで、場所的には北部農道に沿った場所でございます。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） じゃあ端のほうにあるということで、余り例えば買収がうまくいかなかったとしても事業にさほど支障がないというふうに受け捉えてよろしいんでしょうかね。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 尺田議員さんおっしゃられるとおり、その事業地の真ん中にあたりすればかなり支障が出るんでございますけれども、計画地の端になりますんで、そこを外して予定する方向でも今検討は、あわせて検討はいたしております。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません。民間の数字なんで大して当てにはできないんですけども、2015年に城之堀のほうの農地が、1平米でいうと5,000円ぐらいで売買されるそうで、これを坪に直すと一坪当たり1万6,500円ぐらいになるわけなんですけど、大体坪当たり平均どれぐらいで買収予定なのか、お伺いします。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ある程度の鑑定、正式な鑑定はまだ出してございませんけれども、大体どれぐらいの金額になるだろうかというのは鑑定士さんのほうに相談させていただいておるところでございますけれども、今からのちょっと交渉もございますので、ちょ

っと単価については御勘弁願いたいと思います。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 余り突つき過ぎてもあれなんで、土地の売買なんで、売り手と買い手の合意のもとなんで基準があつてないようなもんじゃいうふうに個人的には認識しておりますが、概算事業費のところ、用地買収等で平成30年度に2億500万円概算が出てるわけなんです、この概算なんです、坪に直すと幾らで概算しとるのかなというのをちょっと伺います。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） 計算的にはそうなるんですけども、この中には今言いますように、地目が皆違いますので、状況によって各価格が違うということと、御承知のように墓とかがございまして、こういったものはよそにまた場所を求めて、そこに整備で移転していただくという補償費も含まれた額ということで2億というふうに計上しているというのを理解していただきたいと思います。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 済みません、同じ質問なんです、ちょっと私の目が悪いのかもしれないんですが、交渉中のところが2カ所あるように思うんですが、今言われたのは北部農道沿いということだったですね。駐車場のあたりにももう1件ほど白いところがあるように思うんです。これは違うんですかね。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 先ほど建設部長、1カ所と申し上げましたが、なかなか難しいのが今1カ所という形で、もう1カ所ははっきりいって途中まで交渉がある程度成立しとったんですけど、今ちょっと話し合いをしてるところがあつて、今から先、うまくい

くかどうかというのがわからないような状況もございます。

といった形の中で、今完全にだめなのははっきりいって1カ所でございます。それが今北部農道沿いの分がそれ。もう一つ白いところが見えます。もう1カ所白いところが見えますけど、現在交渉をしている状況の中で、まだ完璧にここが買えるという見込みは立ってないんですけど、まだ買えないということでもないんで、ちょっと1カ所ということで、ちょっと図面が塗ってないんで、ちょっとまた塗ることもできなかったんで、ちょっとこういう形になっとるんですけど。これがなくても当然事業は完成できるという形では考えております。ちょっとだから2カ所は、1カ所、2カ所という。

議長（山吹） ほかにありませんか。

民法議員。

8番（民法） 私の聞き違いかどうかわかりませんが、当初、何かのステージというか、イベント、催し物をやったりするのに小さなステージでもつくられるいうて聞いたような気がするんですが、そういった計画はないんですか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） まだ具体的な施設整備について、こういった方針で行こうという固まったものはございません。ただ、このたび策定いたしました計画書の中では、例えば屋根つき広場をつくって、雨天時でもそこでいろんなイベントができたり食事もできるといったような、そういった施設も整備していきたいという計画を立てております。ただ、例えば音楽ステージのような、そういった恒久的な施設を現段階でつくるという固まった計画は今のところございません。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） それと、桜の回廊、桜をたくさん植えられるという話なんですけど、どの程度植えられるのか。熊野の花は梅ですかね。梅の花も一緒にまぜて植えるのか、桜の木

をどの程度考えておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 桜の木の本数につきましても、まだ何本という計画はございません。ただ、この公園で、公園の中でやはり筆とか書もそうですけれども、和文化に触れる、そういうような環境づくりをしていきたいということもございまして、和文化ということになると梅もそうですけれども、桜もそうでございますし、近辺の周囲の山にも山桜等があるということで、桜を植えれば春の筆の日あたりで住民の皆様もこちらのほうへ憩いの場、花見等もできるということで、桜については計画にもございますように桜の回廊という形で整備をしていきたいと思っておりますが、ただ、桜だけでいいますと、短期間に花が終わってしまいますので、どういった花をやっていくかというのは、またこれからそういった専門の方の御意見も踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。しっかりと、桜の木は人を引き寄せるというか、多ければ多いほどええと思うんで、一つよろしく願いいたします。

それと、当面の取り組みなんですけど、ここへ宿泊施設の充実ということで、民泊事業の導入を検討されるみたいなんでございまして、どのような検討をされる予定なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） まず、民泊でございますけれども、料金を徴収して宿泊するということになりますと旅館業法の許可というものが必要となってまいります。ただ、近辺、例えば江田島等でも行っておりますけれども、修学旅行生などを一般家庭へ受け入れる、ホームステイタイプの民泊ということであれば、いろんな農業体験とか、食事を

一緒につくって家族と一緒に食べるといったような、そういった内容で、広島県も農村漁村生活体験ホームステイに係る取り扱い指針というものをつくっておられて、こういった指針に基づきますと旅館業法の許可は必要でないというような、そういった取り組みもございます。それが本町内で実施することが可能かどうかという点については、検討してまいりたいと思っております。

こういった民泊以外に、最近では空き家を活用した民泊、これは当然旅館業法等の許可が必要となってまいりますので、そういった民泊に関しましてもさまざまな今問題も出ておりますので、本町でそういったことが実現可能なのかどうなのか、可能な場合、行政としてどのようなかわりができるのかといったことについて、研究をまず行って、課題等の整理を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（山吹） それでは、観光交流拠点施設の整備計画等については。

失礼しました。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 新設公園のところあたりで、いろんな場を考えておられます。以前も私も質問したりしたこともあるんですが、やはり例えばそういった具体的な対象者をねらいにして、こういった私、施設のこういう整備に当たって行政が実際にその準備を進めるときに、どのような手だてでどういう順番に組み立てていくのか、ちょっと私はよくわからないんですけども、例えばこの2番目、3番目あたりで言うたりすると、交流活動、遊び触れ合い交流活動を展開する場であるとか、熊野ならではの体験活動の場であるとか、そういういろんな場が設定してあるんですけども、私はちょっと思うのに、やはりこういう地域からこういう人らをこういうように来てほしいというような、ある程度ねらいをもってそういう場というのは設定されるのかなとちょっと思ったんですが、そこら辺について検討されておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） まさにその点につきましては、今後精査していかなければいけないというところだろうと思います。ただ、現状といたしまして、筆の里工房一つをと

ってみますと、やはり町民の方の利用が結構少ないといったような状況もございますので、やはり町民の方が利用しやすいような施設、子供も含めてそういった施設。

あと、先ほども出てまいりましたように、和文化を体験するという、これは外国人に限らず日本人にとってもそうでございますけれども、そういったような仕掛けをつくっていくということになっていこうかと思っておりますけれども、地域的にターゲットをどこにするかということになりますと、やはり県内、これまでの熊野町の入り込み客の状況を見ましても県内が主流でございますので、県内の方を対象として、なおかつ近辺には世界遺産等もございますので、そういった観光地と連携をとった取り組みということも今後考えていかないといけないとは思っておりますが、その点、御指摘のようにこれからターゲットを詰めていくということになるかと思っております。その上で施設整備等も、施設の規模とか、中のコンテンツ等も考えていくということになるかと思っております。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 極端なことを言や、ある程度の計画をもって施設というのは整備されるんだと思っておりますけども、つくってから誰も来なかったとかというような失敗作というようなことはあっちゃいけないとやっぱり思うんですね。だから、以前も例えば私が申し上げたように、例えば近隣の小学生、中学生の遠足を対象にするとかいったようなことも含めた、そういったある程度事業展開も含めた具体的なものをある程度想定して私は施設の整備というのはされるべきではないかというように思っております。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、観光交流拠点施設の整備計画等については、整備計画等の概要について承知することとし、計画の詳細については、事業の進捗にあわせ今後も適宜報告をされるよう要望し、次の協議事項に移りたいと思っております。

協議案件、連携中数都市圏等について、執行部から説明を受けたいと思っております。

内田副町長。

副町長（内田） それでは、協議案件でございます、連携中枢都市圏につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。資料5をごらんいただきたいと思っております。

まず、連携中枢都市圏制度について説明をさせていただきますと、この制度は、一定の要件を満たす連携中枢都市と近隣市町が「連携協約」を締結して圏域を形成し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連サービスの向上」を図る各種施策に連携して取り組むことによって、人口減少、少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有する、活力ある社会経済を維持しようとするものでございます。なお、連携協約に基づき実施する取り組みには、地方交付税による地方財政措置が講じられることとなっております。

次に、連携協約の締結と連携中枢都市圏の形成についてでございますが、現在、地図にございますように、4市4町によって呉市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向けた協議が進められております。この圏域形成の手段として「連携協約」を呉市と連携市町がそれぞれ締結いたしますが、これにより、東は竹原市エリアから、西は江田島市エリアまでのコンパクトな「広島中央地域連携中枢都市圏」が形成されることとなります。

次のページをごらんください。呉市との間で締結を予定しております「連携協約」の案でございます。協約案について説明をさせていただきますと、まず、第1条の「目的」では、連携中枢都市圏を形成し、連携中枢都市と近隣市町が「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連サービスの向上」を図る施策に連携して取り組むことによって、人口減少・少子高齢化にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とすることが規定されております。

第2条及び第3条では、目的の達成に向けて連携して取り組むこと、その取り組みの内容と役割分担が規定されており、その詳細が別表に記載されております。

第4条の規定により策定される連携中枢都市圏ビジョンに、圏域の目指す将来像とその実現に向けた施策が示され、呉市において策定作業が行われ、呉市と各市町の連携協約締結後に公表されることとなっております。

また、この連携協約に係る取り組みを推進するため、毎年度、連絡会議が開催されることとなっており、第5条にその旨が定められ、第6条で、連携協約の変更及び廃止について規定をされております。

地方自治法の規定により、この協約締結に当たってはそれぞれの議会の議決が必要とされておりますが、変更及び廃止についても同様に、議会の議決を経るものとされております。

資料の 1 ページ目にお戻りいただきたいと思っております。連携中枢都市圏形成に必要な手続について御説明を申し上げます。ページ左側の地図の下あたりに記載しております。

まず、連携中枢都市による「連携中枢都市宣言」でございますが、来月 9 月初旬に、呉市長により行われる予定となっております。

次に、「連携協約」の締結について、9 月の議会で議決をいただいた後、呉市との間で「連携協約」を締結し、その後、呉市から「連携中枢都市圏ビジョン」が公表されることにより、連携中枢都市圏が形成されることとなります。なお、連携中枢都市圏ビジョンの具体的取り組みなどについて、8 市町で現在協議中であり、本年 12 月に公表予定としております。

続きまして、3、連携を図る取り組みについて御説明を申し上げます。表の中では、連携協約に盛り込む取り組み内容と、その実施主体等を掲げております。

連携を図る取り組みの欄のア、括弧書きで「活力があり、働きやすい圏域づくり」として表現しております「圏域全体の経済成長の牽引に関する取り組み」と、「安心・安全で、便利な圏域づくり」と表現しております、イの「高次の都市機能の集積・強化に関する取り組み」につきましては、いずれも連携中枢都市である呉市が実施主体となるもので、取り組みの内容としては、現段階では協議中のものとなりますが、アでは「産業支援機関等の連携による経済活性化事業」、「雇用促進事業」、「観光拠点エリア魅力向上事業」及び「インバウンド観光の推進」など 2 施策 9 事業、イでは「広域的な救急医療を担う病院への支援」、「幹線道路の整備促進」及び「JR 呉線の機能強化に向けた取り組み」など 2 施策 3 事業が盛り込まれております。

その下、最終行の「誰もが暮らしやすい圏域づくり」として表現しております、ウの「圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組み」が呉市と各市町とが連携して取り組むもので、「ウォーキングによる健康づくりと交流促進」、「災害時における包括的な災害時相互応援協定」、「大学等と医療・福祉法人等による奨学金制度の検討」など、福祉、防災などの各分野に関する施策が盛り込まれております。

ページ右側、ただいま申しました「圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組み」に関して最終協議中ではございますが、現段階での全事業とその概要を挙げ

ております。呉市が連携事業として挙げている17事業のうち、下から3行目、星印をつけた「健康診査等に係る電話受付業務事業」を除く16事業について連携を予定しております。

連携中枢都市圏につきましての御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思ます。

ただいまの説明を了とし、9月定例会において関係する議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思ますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議ないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時49分）

（再開 13時29分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより後は議会の協議事項に移りたいと思ます。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各委員長から報告を受けたいと思ます。

まず最初に、時光総務厚生委員長、お願します。

~~~~~

7番（時光） 総務厚生委員会といたしましては、7月24日、委員会を開きまして、今年度の重点調査項目のうちの一つ、熊野町観光交流拠点整備構想計画についてということで、総務部より計画の経緯、スケジュール、構想の要点等について説明を受けました。その後、質疑応答が多々ありました。

続きまして、8月21日、もう一つの調査項目、熊野町子ども・子育て支援事業計画についてということで、やはり民生部のほうから計画の概要、計画期間、体系、具体施策と目標指標、量の見込みと確保方策についてということで説明を受けまして、質疑応答をしました。

そこで、視察なんです、9月19日ごろと、ごめんなさい、10月25日から27日の間の2日間で、その時点では三重県の名張市というところを視察する予定だったんですが、先方のほうでちょっとお受けいただけずに、急遽、滋賀県の近江八幡市というところに視察に行くことになりました。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 次に、片川文教委員長、お願いします。

~~~~~  
6番（片川） 8月21日に委員会を開きました。主な協議内容として、来年度までの活動計画の策定について話し合いをいたしました。その結果、4点ですね。学校教育、それから社会教育、そして学期ごとの教育委員会との意見交換・調整、そしてその他教育関連事項、月々いろいろと行事がございますので、それに深く入っていこうと、協議していこうということになりました。

それから、8月23日、兵庫県播磨町議会厚生教育常任委員会の視察の受け入れをいたしました。内容といたしましては、熊野町学校給食の概要と公会計の導入について、中学校への給食導入について、町立学校給食審議会条例等々の説明をさせていただいたところでございます。教育委員会のほうから説明をいたしました。

そして、昨日、一昨日と福岡県の春日市、これ熊野町の中学校給食の将来を見据えて先進地へ視察に行っていました。それと、熊本県熊本市、城南総合スポーツセンター、これ空調エコウィンというシステムを、最新式の空調設備を視察してまいりました。それと同時に、熊本市の水道局、大規模、小規模、そしてエコ何じゃったっけ、システムじゃないわ、エコファクトリーの会社ですね、エコウィンを開発したエコファクトリーの会社へ、部屋の空調がどのようなものかというものを体感しに行くのと同時に説明を受けてまいりました。

以上でございます。

議長（山吹） 次に、民法産業建設委員長お願いします。

~~~~~

8番（民法） 産業建設委員会では、まだ活動は行っておりません。9月の定例会が終了次第、産業建設委員会を開きたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 各常任委員長からの報告が終わりました。この報告について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」声あり）

議長（山吹） それでは各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について、議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

沖田議会運営委員長、お願いします。

~~~~~

5番（沖田） 8月3日に、ワールドカフェを開催いたしました。また、8月17日にはワールドカフェで中学生からの意見を取りまとめるために、皆様にきょうお手元にお配りしてと思うんですけども、中学生から出てきた意見について、常任委員会に振り分ける作業を行いました。その中で、カテゴリーについては各委員会のほうで分類していただくことを決定いたしました。

それから、今後の流れなんですけれども、議長のほうから、各常任委員会のほうへ出てきた意見についてどのように取り扱うかといったことを委員会のほうで検討していただくということがありまして、それがまとまりましたら、また各常任委員長のほうから議会運営委員会のほうに返していただいて、その結果を中学校のほうに報告に行きたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報

告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本委員長。

~~~~~

4番（諏訪本） 広報委員会のほうですが、8月1日に議会だよりを発行しました。大体トータルで5回の会議をもって編集をしております。1回の山へ実際登って情報収集をしております。今回ですが、特に私のほうから正面に見えるんですが、ケツ山という件で皆さんに御迷惑をおかけしました。私らも形を見ながら思い込んでおったものですから、関係の方に御迷惑をおかけしました。藤ノ木山という山が正式な名称のようでございます。次の9月の議会のほうへ向けて、またきちっと整理をしながらよりいい情報を町民に皆さんに提供していきたいというように思います。今後ともよろしく願います。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いて、その他ですが、まずワールドカフェの意見への対応について、私のほうから説明させていただきます。

8月3日に開催したワールドカフェで、中学生から出た意見の取りまとめについて、先ほど議会運営委員長から報告がありましたように、8月17日に議会運営委員会で審査し、各常任委員会の所管事務ごとに意見・アイデアの取りまとめがされております。取りまとめの詳細についてはお手元に配付しております議会運営委員会審査報告書に添付しておりますアイデア一覧のとおりでございます。この取りまとめの結果について、議会運営委員長から報告を受けたため、本日の全員協議会において議員の皆さんに内容を報告するとともに、各常任委員長に調査研究の依頼をしたいと思います。

各常任委員会は分類された意見、アイデアが議会活動に反映できるものであるか、否かを十分精査し、反映可能なものについて調査研究を実施してください。その後、議会運営委員会において各常任委員会で調査研究した内容を確認し、両中学校へ報告するこ

とという流れにしたいと思います。

以上のように取り扱いたいと思いますが、皆さん、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議がないようですので、議会運営委員会から報告いただいた内容のとおり、各常任委員会で意見、アイデアのうち議会活動に反映可能なものについて調査研究を実施し、その結果を両中学校へ報告することとさせていただきます。

続きまして、お手元に配付しております平成29年度港区・荒川区議会訪問及び議会全員視察研修行程案につきまして、説明をさせていただきます。

さきの全員協議会で概略を説明しましたが、平成29年は国会要望活動を行わないことといたしました。東京オリンピックを控えた東京では、各特別区が全国各地域との連携に積極的に取り組まれております。我が熊野町といたしましてもこの時期をチャンスと捉え、熊野ブランドのさらなる発展のため、執行部とともに積極的な連携推進に取り組む必要があると思いますので、東京の港区議会及び荒川区議会を訪問したいと考えております。

このたびは区議会への表敬訪問ということで、港区、荒川区議会の正副議長さんも熊野町からの訪問を楽しみにされていると伺っております。一人でも多くの皆さんの参加を求めたいと思います。

また、初日の視察先の藤枝市議会は、住民の代表として議会の役割を高めるため、決算委員会、予算委員会と常任委員会による1年間のチェックサイクルを定め、主要事業の評価と次年度施策への提言を行うことで、議会の存在感を高め、住民の支持を得ておられます。さらに、昨年に引き続き、全国町村議会議長会におきまして、議員研修も計画しておりますので、視察研修内容も充実していると考えているところでございます。この件についてはまた質疑がありましたらお受けしたいと思います。ありませんか。

それでは、視察研修につきましては以上にしたいと考えますが、皆さん御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議がないようですので、視察研修については準備を進めさせていただきます。

なお、準備の都合上、参加の回答を9月12日の定例会までに事務局に申し出てください。また、定例会では議員派遣の議決をいただきたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

続いて、お諮りします。前回、7月21日の懇談で竹爪議員から提案のありました議会の災害時対応マニュアル等について、各議員の意見をお伺いしたいと思います。

近年、災害に対する行政の備えが重要視されているところから、多くの議会においても災害時の議会の役割に関する規定について議論がされているところでございます。確かに、災害時に議会は表立って活躍ができる場は少なく、執行部の支援に徹することが多いと思っております。しかしながら、実際に大きな災害に見舞われた場合、住民の代表として議会が果たすべき役割が再認識されるとともに、何より議会機能の維持が重要であることが言われております。

全国的には災害時の議会の行動指針や対応マニュアルを定める議会もふえてまいりました。災害時における議員の安否確認や地域での救援、情報収集に加え、執行部の災害対策本部との連携、情報共有など、災害のそれぞれのステージに応じて議会ができることを踏まえ、必要な対応を定めておく必要も重要であると思っております。

この際、各議員の意見をお伺いしたいと思います。御意見はありますか。

立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 今の説明、ちょっと理解できてないところがあるんですが、実際に体をもって活動していくのか。町長とか、町がいろいろ体制を組んでされる中でのどこか一緒に入り込んでするのか、考え方のところだけ入っていくのか、そこらのことをちょっと具体的にできればちょっと説明してもらえればと思います。

~~~~~  
議長（山吹） ここで私のほうから答弁の形はできませんので、今後、必要があるならば、またこの全員協議会でお互いが意見を出し合って、それで私が思いますのは、ある程度、災害本部がピラミッド型でできた場合に、議員としたらどのようにすべきかいうのをまた考えながら進めていかんと、議会だけがマニュアルをつくっても、何か対応できない場合、かえって迷惑ということもありますんで、その辺はゆっくりと皆さんで検討して、組織づくりをしていったらと思いますけども、どうでしょうか。

民法議員。

~~~~~  
8番（民法） 議長は災害、そういった災害を受けたときには役場のほうから連絡はあ

りますよね、出てくださいという。私も消防団の一団員で、当然消防団長も出席して、その中でまた消防団として声がかかったりするわけなんです、私事でいえば。

どこまで、議会としてどこまで突っ込んでいくかということは、どうしたらええかということはまた皆さんと一緒に議論を進めて、今議長が言われたように、ただ邪魔になるというか、わいわいわいわいするよりも、やはり私でいえば、議会としては地域の代表ですので、地元の地区のこのほうを、地区で議員としてまとめたほうがいいんではなからうかとそのように思うんですが。

議長（山吹） そのようにさせていただきたいと思います。

沖田議員。

5番（沖田） 済みません、私も以前から箱根町議会のほうでもそういった災害時のマニュアルをつくっていらっしゃいましたし、考えないといけないのではないかなとは思ってたんですけども、今議長がおっしゃったように、初動対応で動いていいのかなどなのかといった部分もありますので、いま一度御提案いただいた竹爪議員に、どういったお考えで提案されたのか、改めてお聞きしたいと思うんですけども。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 先般、発言させていただいたんですけど、今沖田議員が言われたように、箱根でも行動マニュアルを、私らが行ったときに1年前におつくりになられて、ちょうど箱根での実は地獄谷か何とかいうところで噴火の予知があるということで、行動マニュアルが役に立ったというのもお聞きしました。そうしたときに、今回みたいに福岡の朝倉市とか、3年前の広島市のああいうときに起きて、議員の活動というのも私自身もいろんなことで聞いてましたので。

僕は、対策本部がもしそういう災害が起きた場合きちっとできるんですけど、できた場合、私らが勝手に動くのではなくて、それを支援するのも私は初期であればその協力体制をしてあげないといけないと思う。邪魔をしたら意味がないと思う。そのときに僕の思いは、また皆さんとお諮りしてつくっていきたいんですけど、議長が対策本部へ行って情報収集していただいて、今度私たちは地域の議員として、地域でもし避難所に

いらっしゃる方のいろんな思いを私らに言っていただいた場合は、それを対策本部に言うのではなく、逆に、いわば私ら議員だけの会があれば、支援本部みたいなのをして、そこに情報を集めて、それをまた議長を介在してこういう御意見が出てるといって、うまく応援できるような仕組みというんですか、しとかなないと、ただそれぞれが皆意見を聞いた、それぞれが執行部に対して、あれをこうしろ、これはこうしろなんてやっていると、とてもじゃないけど麻痺してくるであろうと思います。

また、地域の方であれば、必ず私たちに、おまえ議員だろという形で要望もされるだろうと思うんで、その辺のルールづくりみたいなものをしとかなないと、やっぱり備えはしとかなないと、いずれ何かそういうことが起きてはいけないんだけど、起きた場合に慌てるんじゃないかなと思います。その前に私たち議員も自分の置き場所というんですか、もし災害を受けた場合、私たちも災害の被害者になる可能性もあると思います。そこらも踏まえながら、議員が無事であるということも大事だと思いますし、そういうことを踏まえながら、これは最終的には皆さんとの話し合いの上で決めていけばいいんじゃないかと思っておりますので、また私のほうからもいろんな資料でお出ししますので、またそういう形をまた協議させていただければありがたいなと思います。

すぐに始めることじゃありませんので、もう少しお時間をかけながら皆さんのお話を聞かせてもらいながら、皆さんと一緒につくっていきたいと思いますので、一ついい御意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 私ちょっと思いますのに、災害対策本部が立ち上げられたら、恐らくこのように協力要請をというようなことも出てくると思うんです。それに対応するような支援対策を議会として考えていったらと思いますので、また今後、これについてまた協議をさせてもらわにゃいけんこともあろうかと思っておりますので、そのときにはよろしく願いしたいと思います。

ほかにないですか。

それじゃあこのように取り扱いをさせていただきますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようなので、このようにさせていただきます。

ほかに何かありましたらよろしく。

民法議員。

8 番（民法） 沖田委員長に、ワールドカフェのまとめなんですが、その他においては誰がするのか。その他の事項があるじゃないですか、まとめを。

議長（山吹） 沖田議員。

5 番（沖田） 議運のメンバーで審査したときに、どこにも属さないだろうというか、民間というか、そういう方たちが考えるべきことはその他のほうに分類させていただいたんですが、中には各委員会に持って帰っていただいたときに、これはうちでやってもいいんじゃないかなというものがあれば、それは協議をしていただいてもいいと思うんですけども、やはり一応委員会ごとに分けておりますので、それで一応委員会の中で取り上げられるものというものを出していただいた中で、できればその他に関しては一応議運のメンバーでいろいろ審議した上で振り分けておりますので、一応常任委員会に当てはまっているところで考えていただければいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

8 番（民法） よろしいです。

議長（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、以上をもちまして全員協議会を終了したいと思います。

（閉会 13時52分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長